

保険医療機関における書面揭示事項

明細書発行体制等加算について

当院は療養担当規則に則り、明細書を無償で交付しています。明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」は、医療機関の明細書発行体制を評価するもので、明細書の費用ではありません。

後発医薬品使用体制加算/一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。医薬品の供給状況によって、投与する薬剤が変更となる可能性があります。変更にあたっては医師より説明いたします。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で先発医薬品を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は除きます。

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

医療情報取得加算/医療DX推進体制整備加算について

当院ではマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認による電子資格確認を行う体制を有しています。オンライン資格確認により必要な診療情報・薬剤情報等を取得し、医師が診察室等で確認し、その情報を活用して診療を行っています。これにより質の高い診療の提供に努めていきます。

当院ではマイナ保険証利用の推進について、お声がけ、ポスター掲示をしています。

電子処方箋を発行する体制を有しており、電子カルテ情報共有サービスは今後導入予定としています。

令和7年6月改定

すがわら整形外科クリニック